

南部箕蚊屋広域連合介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

平成28年3月11日

公告第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の5第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1項の規定により、法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）に相当する訪問介護相当サービス及び同条第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に相当する通所介護相当サービスに係る基準を定めるものとする。

(基準)

第2条 訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスに係る基準は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号若しくは第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に規定する旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護に係る規定の例による基準とする。ただし、第37条第2項及び第106条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。